

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目            適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第3条及び第5条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。  <u>なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。</u>  <u>イ バーゼル省令第2条に規定するもの</u>  <u>ロ 仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合に限る。)</u>  <u>ハ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)第24条第1項に規定する特定日本船舶であって、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条の規定を適用しないこととされたもの</u></p> <p>3 ～ 6 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目            適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第3条及び第5条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。  <u>なお、バーゼル省令第2条に規定するもの及び仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合に限る。)</u>は承認を要しない。</p> <p>3 ～ 6 (略)</p>

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目  適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第3条に規定する物とする。以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。  なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。  イ <u>仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、台湾を仕向地とするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合に限る。)</u>  ロ <u>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)第24条第1項に規定する特定日本船舶であって、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条の規定を適用しないこととされたもの</u></p> <p>3 輸出承認申請  (1) (略)</p> <p>(2) 提出先  上記(1)の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目  適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第3条に規定する物とする。以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。  なお、<u>仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、台湾を仕向地とするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。))に規定する者が輸出しようとする場合に限る。)</u>は承認を要しない。</p> <p>3 輸出承認申請  (1) (略)</p> <p>(2) 提出先  上記(1)の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p>

改正後		現行	
貨物の種類	提出先	貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のも	貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のも	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	